

仕 様 書

文化市民局美術館

(担当 魚谷・西田 電話 771-4107)

件 名	京都市京セラ美術館（京都市美術館）一般廃棄物収集運搬処理業務
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約条件	<p>1 概要 本件は、京都市京セラ美術館（京都市文化市民局美術館）で生じる一般廃棄物を収集運搬し、法に定めるところに従い処理する業務を委託するものである。</p> <p>2 収集場所 〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124 京都市京セラ美術館（京都市文化市民局美術館）</p> <p>3 収集回数 一般廃棄物：週3回 土日祝日及び12月28日から1月2日までの期間を除き、当館と協議のうえ決定した時間に行うこと。</p> <p>4 作業内容等 ごみ集積所に集積された分別ごみのうち、一般廃棄物を収集し、法の定めるところに従い処理すること。</p> <p>5 収集予定量 契約期間の収集予定量は、5,500kgとする。 ただし、予定量であり変動することがある。</p> <p>6 支払方法 年払い、振込み</p> <p>7 留意事項 (1) 当受託者は、本業務の履行に当たり、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法及び労働安全衛生法その他関係法令等を遵守し、適正に業務を履行すること。 (2) 受託者は、本業務時にごみが散乱した場合は、清掃のうえ収集すること。 (3) 業務中に発生した事故、負傷等については、本市は一切の責任を負わない。 (4) 収集の際には、担当者の指示に従うこと。 (5) 災害その他諸般の事情により、施設移転等の事態が生じた場合は本市はこの契約を解除することができる。また、受託者はこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。 (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。</p>